

送電線工事架線電工技能資格認定手続の要点

本書は、申請者用として「送電線工事架線電工技能資格認定要項」の要点を取りまとめたものである。

1. 新規・昇進申請

(1) 申請要件

- ・特級は、マスターラインマンの称号を有する者
- ・1級は、実務経験8年以上で、かつ送研作業班長資格(架線)を有する者
- ・2級は、実務経験5年以上で、かつ「(暫定)架線電工技術技能標準レベル」に記載する当該級の教育課程を履修し、加えて習得技術を有する者
- ・3級は、実務経験18歳以降2年以上で、かつ「(暫定)架線電工技術技能標準レベル」に記載する当該級の教育課程を履修し、加えて当該級の習得技術を有する者
- ・所属会社は、架線電工技能資格を申請するにあたり、次の推奨資格を取得させるよう努める。

[2級]

労働安全衛生法による電気取扱(低圧)特別教育修了者

労働安全衛生法による巻上げ機運転特別教育修了者

労働安全衛生法による小型移動式クレーン運転特別教育修了者

労働安全衛生法による高所作業車運転技能講習修了者

労働安全衛生法による建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

労働安全衛生法による足場の組立て等作業主任者

[3級] 級

労働安全衛生法による玉掛け技能講習修了者

労働安全衛生法に準ずるキーロック方式安全ロープの使用取扱講習修了者

(2) 申請に必要なもの

- ・架線電工資格認定登録申請書(様式-2)
- ・認定用写真2枚うち、1枚は内申書に貼付(写真撮影要領参照)
- ・特級、1級については資格を証明できるものの写し

2. 更新申請

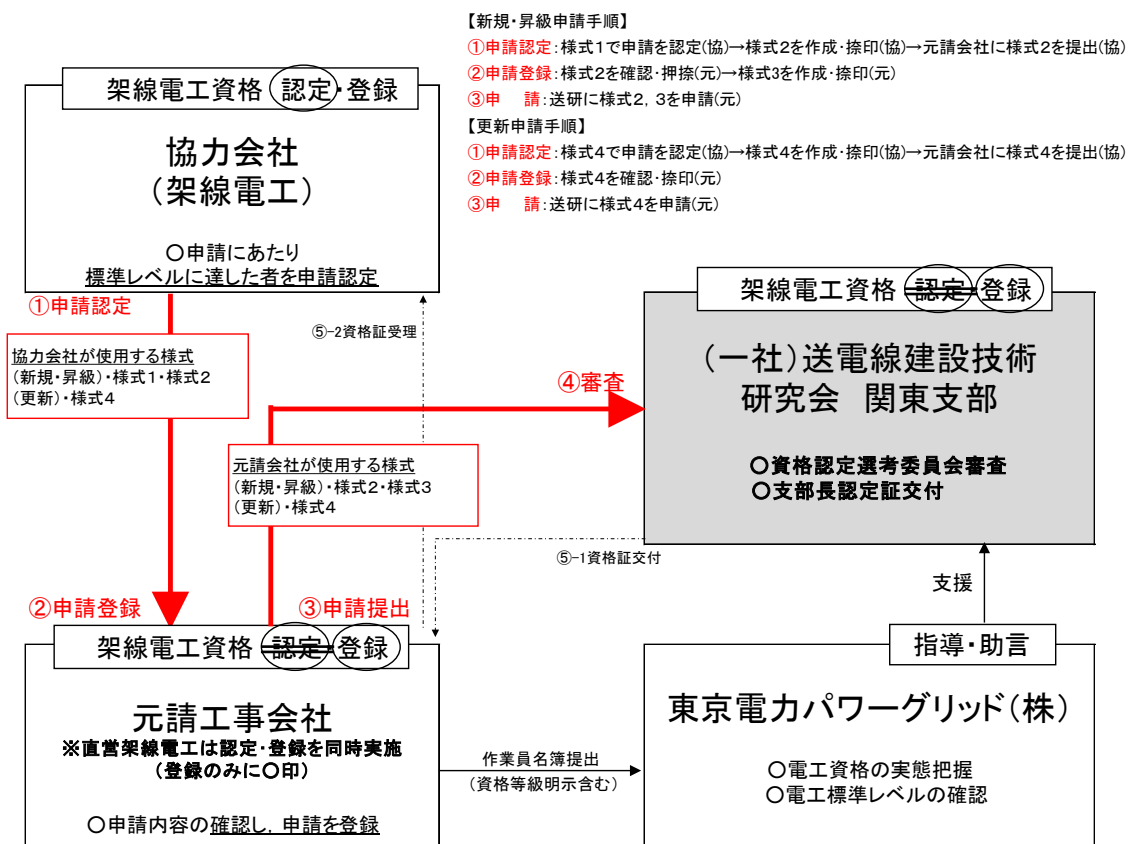
(1) 申請要件（3年ごとの更新）

- ・「架線電工特別講習内容」に記載する「安全衛生管理知識」、「施工管理知識」、「技能知識」の特別講習課程を履修した者

(2) 申請に必要なもの

- ・架線電工資格更新認定登録申請書（様式-4）
- ・認定証用写真 1 枚(写真撮影要領参照)

3. 架線電工資格認定に関する手続きの流れ直しは別にあり



4. その他の手続

(1) 資格辞退時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、退職等により資格を辞退する場合は、様式-5の架線電工資格辞退届出書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

(2) 所属工事会社等の変更時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、所属会社などを変更した場合は、様式-6の架線電工資格転入申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

(3)資格認定証の再交付時の取り扱い

架線電工の資格認定証を紛失等で無くした場合は、様式-7の架線電工資格認定証再交付申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

5. 架線電工技術技能標準レベル（様式-1）の抜粋

各級とも、下記資格要件を有する者が申請対象となる。

[架線電工資格要件]

特級		マスターラインマン資格の保有（かつて保有した者を含む）	
1 級	安全衛生管理知識	作業責任者としての役割	
		関連法規に関する知識	
		電気事業の概要	
		対外折衝の完全熟知	
1 級	施工管理知識	原価管理	
		品質管理	
		環境への配慮	
1 級	習得技能（架線）	特別高圧，超高圧に問わず全てにおける架線作業の準備，段取りを指揮指導	
1 級	資格取得	送研作業班長資格の保有	
2 級	安全衛生管理知識	作業の安全基準	
		危険予知活動	
	2 級	施工管理知識	施工計画
			工程管理
	2 級	習得技能（架線）	地線・電線の接続技術習得
			鉄塔組立図面の理解と組立
			各ワイヤの取扱と使用基準
			地上作業での準備および段取り
			塔上作業での準備および段取り
			地上作業での延線，緊線作業
塔上作業での延線，緊線作業			
機械工具の取扱			
点検保守業務			
3 級	安全衛生管理知識	安全衛生の基本的事項	
		現場の安全衛生管理	
		現場の安全衛生一般事項	
	3 級	施工管理知識	施工管理の知識
	3 級	習得技能（架線）	がいし，電線への乗りだし
			防護足場構築，解体
			金車およびがいし取付
熟練者の指導による延線，緊線作業			
3 級	習得技能（架線）	熟練者の指導による点検保守業務	

以上